

○厚生労働省告示第百五十八号

臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）第十六条第一項の規定に基づき、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に、同法第十五条第三項に規定する情報の整理を行わせることとしたので、同法第十条第三項の規定に基づき公示する。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信